

社会福祉法人依田窪福祉会
依田窪特別養護老人ホーム運営規程
(指定介護老人福祉施設)

制定:平成 12 年 4 月 1 日
最終改定:令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人依田窪福祉会の経営する指定介護老人福祉施設、依田窪特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)が実施する施設サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために、厚生省令第 39 号第 23 条により人員及び管理運営に関する事項を定め、入所者に対しサービス計画に基づいた、サービスを提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 施設の従事者は、要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、また相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理を及び療養上必要な世話等の適正なサービスを、介護方針(別紙 1)に沿って提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供するサービスは、老人福祉法、介護保険法並びに関係する厚生労働省、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 施設および従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努める。
 - 3 施設および従業者は、施設が明るく家庭的な雰囲気であるよう施設内の環境を整え、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 施設は、入所者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会福祉法人依田窪福祉会依田窪特別養護老人ホーム
(指定介護老人福祉施設)
- (2) 所在地 長野県上田市下武石 776 番地 1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

- 第5条 指定介護老人福祉施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者(施設長) 1 名(常勤)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 医師 1 名以上(非常勤)

入所者の診療および施設の保健衛生の管理指導に従事する。

- (3) 生活相談員 1名以上(常勤)
入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又
身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 看護職員 2名以上(常勤)
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務・機能訓
練を行う。
- (5) 介護職員 常勤換算 18名以上
入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 1名(常勤兼務)
入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行うとともに、それに伴う介護
職員への指導等を行う。
- (7) 栄養士または管理栄養士 1名以上(常勤)
入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。
- (8) 介護支援専門員 1名以上(常勤、非常勤、兼務)
施設サービスの原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- (9) 事務職員 1名(常勤)
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (10) 介助員等 2名(非常勤)
入所者が快適に生活できるように環境整備等を行う。

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、50名とする。

(サービス提供にあたっての方針)

第7条 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において
これを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。

2 サービスの提供は、施設の介護支援専門員が作成するサービス計画に基づいて、要介護
状態の軽減又は重度化の防止に資するよう行う。なお、サービス計画については、その原案
について入所者及びその家族に対して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

3 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所
させない。

4 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営
むことができるかどうかについて、第5条に定める従業者の間で協議し定期的に検討する
ものとする。

5 退居にあたっては、心身の状況や環境等を勘案し、退居後の主治医、指定居宅介護支援事
業者並びに市町村と連携に努め必要な援助を行う。

6 従業者のサービス提供にあたっての心構えは別途定める。(別紙1)

(利用料、その他の費用の額)

第8条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、
指定介護老人福祉施設での施設介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用
料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。また、居住費については、多床室または従
来型個室の基準費用額の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、負担限度額認定を

受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載された金額を1日あたりの負担限度額とする。

- 2 その他費用として、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

食費 1日あたり 1,600円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

- (1) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用（実費）
- (2) 行事食 年5～6回 500円上乗せ
- (3) 理美容代 1回あたり 2,000円～3,500円(実費)
- (4) 貴重品の管理(通帳管理出納) 1カ月あたり 500円
- (5) レクリエーション 実費
- (6) 複写物の交付 1件 300円

上記2に係る費用の徴収に際しては、契約書面に明らかにした上で、あらかじめ入所者又はその家族に対しそのサービスの内容及び費用についてその契約書、重要事項説明書をもとに説明を行い、入所者又はその家族の同意を得る。

- 3 その他、契約書、重要事項説明書に定める日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者又はその家族に十分説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(指定介護福祉施設サービスの内容)

第9条 サービスの内容は次の通りとする。

- 2 入所にあたっては、従業者は懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して、入所者の処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 入所者に対し適切なサービスを提供するため、介護保険法その他関係法令に基づき、施設サービス計画を作成する。
- 4 施設での介護は、入所者の心身の状況に応じて、残存機能の維持向上が図れるような適切な介護技術をもって提供し必要な支援を行う。
- 5 入浴は1週間に2回以上行い、入浴が心身の状況により行えない場合は清拭を同様に行う。
- 6 排泄の介護にあたっては、入所者の心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない場合は、心身の状態、排泄状況や活動等を踏まえ、入所者に適したおむつを選択し、不快な思いをしないよう適宜取り替えるものとする。
- 7 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 8 食事は、栄養管理を計画的に行い、また、入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものを適切な時間において、自立の支援に配慮しながら、可能な限り離床して食堂で行うものとする。
- 9 入所者の状態に応じた口腔衛生を行い、口腔健康の保持を図る。
- 10 入所者の健康管理および療養上の世話を行う。
- 11 入所者の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容等を心身の状況に応じ、生活の質を勘案しながら適切に行うものとする。

12 相談及び援助の体制をとり、入所者の相談及び援助を積極的に受け、生活の質の向上を図るものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第 10 条 入所者がサービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) サービスの実施および安全衛生上必要な場合は従業者が居室に立ち入り、必要な業務をすることを認めること。
- (2) 居室および共用スペースを本来の用途以外に使用しないこと。
- (3) 他の利用者や職員に対し、迷惑をかけるような宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと。
- (4) 施設や設備について、故意または重大な過失により簡単に修理ができないよう破壊や破損をした場合、また、通常の使用以外の汚れがあったと判断した場合は入所者が修理するか、修理代、クリーニング代相当を支払うこと。
- (5) 飲酒に際しては、医師の指示、指定場所等を守ること。
- (6) サービスの利用料は、特別な理由がない限り期日までに支払うこと。
- (7) 入所時に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする。
- (8) 施設内に、危険物等、他の入所者の迷惑となるようなものは持ち込まないこと。
- (9) 施設における日課に協力するとともに、他の入所者の迷惑となるような行為は行わないものとする。
- (10) 従業者に対し性的嫌がらせ、暴言、威圧的な言動など尊厳を傷つけるハラスメント行為は行わない。また、就業環境を害する行為(カスタマーハラスメント)は行わないこと。

(緊急時及び事故発生時等の対応)

第 11 条 入所者の心身の状態の異変及び病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、嘱託医、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じる。

2 施設は事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、ヒヤリハット又は事故報告書を作成し、その分析を通じた改善策を従業者に周知を図る。
- (3) 事故発生防止検討委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業者に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し事故発生防止のための研修(年 2 回以上)を行う。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

3 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により、入所者に事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

4 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

5 入所者に対するサービスの提供により、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族等に連絡を行い、損害賠償を行う。

(協力医療機関等)

第 12 条 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満た

す協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること
 - (3) 入所者の病状が急変した場合において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応の確認を行う。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議するものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者が軽快し退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(非常災害対策)

- 第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 2 防火管理者には事業所管理者(施設長)をあてる。
 - 3 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - 4 非常災害用の設備は、2 により常に有効に保持するよう努める。
 - 5 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、施設内の被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たるものとするとともに、施設を地域の避難場所としての活用することも念頭に置き、適切な対処をする。
 - 6 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び消防訓練(消火・通報・避難)……………年 2 回以上
 - (2) 非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時
 - 7 前項に規定する訓練の実施には、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事業継続計画)

- 第 14 条 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、必要な措置を次のとおり講ずる。
- (1) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練(年 2 回以上)を行う。
 - (2) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 管理者は、高齢者虐待防止法(平成17年法律第124号)第20条に則り、サービス提供者を受ける入所者からの、苦情の処理の体制の整備と、従業者による虐待の発生又はその再発を防止するため以下を講じる。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業者に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し虐待防止のための研修(年2回以上)を行う。
- (3) 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じ、速やかにこれを市町村に報告する。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 施設はサービス提供にあたって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(車椅子やベッドに四肢あるいは上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、つなぎ服等の介護衣を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する)は行わない。(詳細は契約書参照)また、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その内容、目的、理由(切迫性・非代替性及び一時性の3つの要件をすべて満たすこと)、拘束の時間、経過観察、検討内容等の記録をするものとする。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に(3か月に1回以上)開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業者に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修(年2回以上)を行う。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理)

第17条 入所者の使用する施設、備品、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品及び医療機器の管理も適正に行う。

2 施設は感染症の発生や感染症が蔓延しないよう、必要な措置を次のとおり講じる。

- (1) 感染症・食中毒予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 感染症対策委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し感染症・食中毒予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を(年2回以上)行う。
- (3) 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報保護)

第18条 施設は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労

省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入所者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

- 第19条 提供したサービスに関する入所者からの意見、要望、また苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。(別紙3)
- 2 前項の実施方法については別途定める。
 - 3 提供したサービスに関して、施設は介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 施設は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント等の対応)

- 第20条 施設は入所者又は身元引受人、家族関係者等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為(以下「カスタマーハラスメント」という。)また、性的なことばや行為、性的な意図を持つ言動(以下「セクシャルハラスメント」という。)について、職員の安全及び尊厳を確保し適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
- 2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。
ただし、これらに限られるものではない。
 - (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - (4) 無断で写真・動画撮影、録音等を行うこと。またそれらをインターネット等へ掲載すること。
 - (5) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
 - 3 1項に定められたセクシャルハラスメントは次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。
 - (1) 性的な話をしたり卑猥な言動をしたりする
 - (2) 不必要に職員の身体に触れる。
 - 4 施設は、従業者が安心して相談できる窓口体制、対応マニュアルを整備し、職員研修を行う。
 - 5 施設は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
 - 6 ハラスメントが継続し、または著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、入所者又は身元引受人、家族関係者等と協議を行うことがある。

(地域との連携等)

第 21 条 施設はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等の、地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する、入所者又は家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、また、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(入所者の安全並びにサービスの質の確保等)

第 22 条 施設は、業務の効率化、サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全ならびにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 施設は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 月 1 回以上(研修体系、研修計画による)

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設はこの事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から 2 年間(苦情事故・身体拘束等に関する記録は 5 年間)保管するものとする。

5 事業所は、あらゆるハラスメント行為を防止するための措置を講じ、健全かつ安全な職場環境の確保に努めるものとする。

(1) 従業者は、ハラスメント防止に関する法人の指針に従い、互いの人格と尊厳を尊重し健全な職場環境の維持に協力する。

(2) ハラスメントに該当するおそれのある事案が発生した場合には、内容及び状況を把握し迅速に対応方針を定め、従業者の保護を最優先として必要な措置を実施する。

(3) ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談者および関係者のプライバシー保護に十分配慮しつつ適正な対応を行う。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人依田窪福祉会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月 3日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

1. 第8条(利用料、その他の費用の額)の規程適用については、平成27年8月1日からとする。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年 4月 1日から施行する。